

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例別表第1及び別表第7の知事が別に定める額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第17号

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例別表第1及び別表第7の知事が別に定める額を定める規則の一部を改正する規則

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例別表第1及び別表第7の知事が別に定める額を定める規則（平成12年岩手県規則第155号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第1条関係）			別表第1（第1条関係）		
区 分	額		区 分	額	
[略]			[略]		
8 条例別表第1の備考5 の知事が別に定める額	8,000円		8 条例別表第1の備考5 の知事が別に定める額	8,700円	
別表第2（第2条関係）			別表第2（第2条関係）		
審査細目	区 分	額	審査細目	区 分	額
1 技能検定員と して必要な自動 車の運転技能	[略]		1 技能検定員と して必要な自動 車の運転技能	[略]	
	普通自動車免許に係る技 能検定員審査	3,600円		普通自動車免許に係る技 能検定員審査	3,550円
	特定第一種運転免許に係 る技能検定員審査	1,300円		特定第一種運転免許に係 る技能検定員審査	1,250円
	[略]		[略]		
[略]			[略]		
3 法第108条の 28第4項に規定 する教則の内容 となっている事 項	大型自動車免許、中型自 動車免許又は準中型自動 車免許に係る技能検定員 審査	2,450円	3 法第108条の 28第4項に規定 する教則の内容 となっている事 項	大型自動車免許、中型自 動車免許又は準中型自動 車免許に係る技能検定員 審査	2,500円
	普通自動車免許に係る技 能検定員審査	1,950円		普通自動車免許に係る技 能検定員審査	2,000円
	特定第一種運転免許に係 る技能検定員審査	1,950円		特定第一種運転免許に係 る技能検定員審査	2,000円
4 自動車教習所 に関する法令に ついての知識	大型自動車免許、中型自 動車免許又は準中型自動 車免許に係る技能検定員 審査	2,450円	4 自動車教習所 に関する法令に ついての知識	大型自動車免許、中型自 動車免許又は準中型自動 車免許に係る技能検定員 審査	2,500円
	普通自動車免許に係る技 能検定員審査	1,950円		普通自動車免許に係る技 能検定員審査	2,000円
	特定第一種運転免許に係 る技能検定員審査	1,950円		特定第一種運転免許に係 る技能検定員審査	2,000円

5 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,000円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,950円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,500円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	1,750円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,100円
	[略]	
[略]		

備考1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、1の項及び2の項の額の欄に定める額に、大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,450円、普通自動車免許に係る技能検定員審査については850円、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,050円、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については3,100円をそれぞれ加算した額とする。

2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項の審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、3の項及び4の項の額の欄に定める額に、大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については550円、普通自動車免許に係る技能検定員審査については350円、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については350円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3（第2条関係）

審査細目	区分	額
1 教習指導員として必要な自動車	[略]	
	普通自動車免許に係る教	3,600円

5 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,350円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,900円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,650円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	1,800円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,050円
	[略]	
[略]		

備考1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、1の項及び2の項の額の欄に定める額に、大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,350円、普通自動車免許に係る技能検定員審査については900円、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,100円、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については2,900円をそれぞれ加算した額とする。

2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項の審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、3の項及び4の項の額の欄に定める額に、大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については500円、普通自動車免許に係る技能検定員審査については300円、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については300円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3（第2条関係）

審査細目	区分	額
1 教習指導員として必要な自動車	[略]	
	普通自動車免許に係る教	3,550円

車の運転技能	習指導員審査	
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1,300円</u>
	[略]	
2 技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,350円</u>
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,250円</u>
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1,300円</u>
	[略]	
3 学科教習に必要な教習の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,250円</u>
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,200円</u>
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1,100円</u>
4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,550円</u>
	[略]	
5 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,550円</u>
	[略]	
6 教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,400円</u>
	[略]	
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1,200円</u>

車の運転技能	習指導員審査	
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1,250円</u>
	[略]	
2 技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,400円</u>
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,300円</u>
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1,350円</u>
	[略]	
3 学科教習に必要な教習の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,300円</u>
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,250円</u>
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1,250円</u>
4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,600円</u>
	[略]	
5 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,600円</u>
	[略]	
6 教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	<u>1,500円</u>
	[略]	
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	<u>1,250円</u>

[略]

備考1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、1の項及び2の項の額の欄に定める額に、大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については2,500円、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については3,150円をそれぞれ加算した額とする。

2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項の審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、4の項及び5の項の額の欄に定める額に、大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については250円、普通自動車免許に係る教習指導員審査については100円、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については100円をそれぞれ加算した額とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

[略]

備考1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、1の項及び2の項の額の欄に定める額に、大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については2,400円、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については2,850円をそれぞれ加算した額とする。

2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項の審査細目の欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、4の項及び5の項の額の欄に定める額に、大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については150円、普通自動車免許に係る教習指導員審査については150円、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については150円をそれぞれ加算した額とする。